

川越市事業承継店舗改修等補助金 Q&A集

質問	回答
補助金の対象となる法人の定義は何か。	「中小企業基本法」に準拠した以下の小規模企業者です。 ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)
「常時使用する従業員」の定義は何か。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解します。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。
一般社団法人や一般財団法人は対象となるか。	中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから、対象とはなりません。 他にも、特定非営利活動法人(NPO法人)、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません。
個人(個人事業主)で申請し、実績報告書提出時まで法人設立を行う場合は対象となるか。	対象となります。ただし、申請者本人が法人代表者である必要があります。
承継される者(被承継者)の要件である「65歳以上」について、年齢計算の基準日はあるか。	補助金交付申請日を基準日としてください。
事業承継の承継する者(申請者)の定義は何か。	3親等内の親族又は役員・従業員となります。このため、社外の第三者への引継ぎ(M&A等)は対象とはなりません。
共同経営者がいるが、複数の名前前で申請できるか。	申請できません。本補助事業では共同経営を対象としていませんので、申請者について、法人であれば1者、個人であれば1名で申請してください。
交付申請書の添付書類である「改修又は設備整備に係る見積書の写し」は、総額のみが記載されたものでよいか。	総額のみが記載された見積書は受理できません。各工事の項目やそれぞれの費用がわかる内訳書(例:仮設・解体工事、木工造作工事、塗装工事、電気設備工事、看板工事等)も必ず添付してください。補助対象経費として申請するものは全て記載する必要があります。
事業承継に係る店舗がどの商店街の区域にあるのか、どうやって調べればよいか。	川越市産業振興課(224-5934)までお問い合わせください。
経営している店舗の業種及び承継後、新たに展開する事業の業種について、全ての業種が対象となるか。	全ての業種が対象とはなりません。対象となる業種は「小売業、飲食業又はサービス業」です。 ※建設業、製造業、不動産賃貸業等は対象とはなりません。
承継する者(申請者)が事業を引き継いだ際に、当該事業以外の新規事業を始めた場合、本補助金の事業承継に該当するか。	新規事業が小売業、飲食業又はサービス業の場合は、該当します。 ※建設業、製造業、不動産賃貸業等は該当しません。
自身の店舗の業種を確認したい場合はどうすればよいか。	総務省ホームページ「日本標準産業分類第13回改定」にてご確認ください。また、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」では業種検索もできますので、そちらもご利用ください。
代表権を有している先代経営者が複数名いる場合、その中の一人が代表権を譲渡することは、本補助金の事業承継に該当するか。	該当しません。代表権を有する者の一人が承継する者(申請者)に代表権を譲渡する場合は、代表者の一部交代となります。ただし、代表権を有する者全員が承継する者(申請者)一人に代表権を譲渡する場合は、本補助金の事業承継に該当します。
補助金交付申請前に店舗の改修又は設備整備に係る工事請負契約等を締結しても良いか。	問題ありません。ただし、交付決定以前に工事着工した場合は、対象外となります。
本社が市外にある法人については、事業承継により市内の店舗を改修する場合、本補助金の対象となるか。	対象とはなりません。市内事業者が対象であり、市内の同一の場所に引き続き5年以上経営する店舗に係る事業承継であることが要件であるため、本社も市内であることが要件となります。
工事が予定よりも遅れ、工事の完了期日までに工事が完了しない場合、補助は受けられるか。	受けられません。その場合は、補助金の交付申請取下手続きを行っていただきます。スケジュールには十分ご注意ください。
補助金の交付時期はいつか。	実績報告書類の提出後、おおむね3週間後となります。